# 第4検討部会 会議録

为4"探心的女 女娥琢	
会議の名称	第 10 回 第 4 検討部会
開催日時	平成 19 年 12 月 12 日 (水) 18 時 31 分から 20 時 55 分
開催場所	川口市職員会館 講座室 A
	(部会長)三宅副委員長
出席者	   (委員)碇委員、岩澤委員、大﨑委員、小島委員、團野委員、塀和委員、
	光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・町会等と行政との関係について
<b>人 送 次 </b>	・町会活動に対する市の施策
会議資料	・運営調整部会に関する意見
	町会等と行政との関係について
	町会活動に対する市の施策(自治振興課:沢田課長)
	1 町会とは
	(1)町会の歴史
	・町会は、昭和8年の市制施行と同時に市域を44区に分け、行政の
	下部連絡機関として運営されていたが、終戦後、占領軍により廃
	止された。
	・町会を廃止した政令が昭和 27 年に失効したため、昭和 28 年に設
	置規程が告示され、昭和 29 年に、「自治協力会」という名称で制
	度が発足した。
	・文字どおり、自治に対する協力という性格をもった団体であった。
発 言 内 容	・この自治協力会は、政治色が強かったことが問題となり、その体
	質を改めるため、昭和 33 年 4 月 1 日に「町会」と名称が改められ、
	現在に至っている。
	・現在、町会 172・マンション・団地等の自治会 21 合わせて 193 の
	町会・自治会がある。
	・自治会とは、本市の場合、マンション・団地などの集合住宅がエ
	リア内の町会に加入しないで、独自に、町会と同様の機能をもっ
	た組織をつくり、設立の届けを出したものを、自治会と呼んでい
	<b>ర</b> ం
	・なお、町会・自治会は、任意の団体なので、設立・廃止はその町
	会の総意により、自由にできる。
	(2)町会・自治会の活動
	・防犯活動として、学校の登下校時の防犯パトロール等

- ・防災活動として、自主防災組織による防災活動を行っており、災 害時には中心的組織となる。
- ・清掃活動として、町内の道路・公園等の清掃
- ・さらにコミュニケーションを深めるための活動として、スポーツ 大会、運動会、盆踊り等のレクリエーション活動や子供会、敬老 会等により、会員相互のコミュニケーションを深めている。
- ・その他としては、募金活動等がある。

#### 2 町会活動に対する市の施策について

# (1)町会相談員制度

・市役所の職員が、1 町会に 1 人ずつ配置され、行政と町会のパイプ役という立場で活動している。

#### (2)連合町会長会議・全市合同町会長会議

- ・1年にそれぞれ3回ずつ開催している。
- ・主な内容としては、市からの連絡事項、協力のお願い、町会から の要望等である。
- ・その他として、後期高齢者制度・ふりこめサギ・防災活動等、そ の時に話題になっているものを題材として講演会を行っている。

# (3)広報活動

- ・毎週水曜日に、市の連絡事項を町会長へ送付している。
- ・また、毎月1回、広報かわぐちの配付にあわせて、全世帯に配付するもの、回覧するものを町会長へ送付している。(町会の役割はそれらを仕分けし各世帯へ配付し回覧することである。)
- ・その対価として、広報活動報償金を交付している。

### (4)その他

- ・その他として、町会において連絡・親睦を図るための町会会館を 新築・修繕する場合に補助している。
- ・町会の法人化について、かつて町会は、権利能力のない社団として位置付けられており、町会名義での不動産登記ができなかったため、様々なトラブルが生じていた。しかし、地方自治法の改正により、地縁団体として法人格を持つことができるようになり、町会名義の不動産登記が可能となった。
- ・広報紙を各世帯へ配付している。
- ・防犯灯の設置、電気料の補助
- ・赤い羽根、みどりの募金等の各種募金活動
- ・市が行う各種事業への協力
- 3 町会・自治会と市との関係について

- ・町会は、市と対等の立場のパートナーである。
- ・行政が行う各種事業の協力者である。
- ・行政と町会が緊密な連携をとっていくことが大切である。

#### 4 その他

・町会の加入率については年々下がっているが、任意の団体である ため、市は直接的には加入促進活動を行っていない。しかし、市 が設置したコミュニティ協議会では、チラシなどを作成し配布し ているところである。

#### (質疑応答)

・加入率の高い町会と低い町会では、どの程度の差があるのか。 加入率が出る町会とそうでないところがある。理由は、加入している会 員数が分かっても、対象エリア内の世帯数が分からないところがあり、 分母が確定できないためである。

市が町会の加入率として示しているものは、広報紙の配布部数を元にした市全体の数値である。

おおよその数値として、マンションが最近増えている戸塚については、 加入率は 40%前後だと思われる。

・昔は町会単位のこども会などを通じてもちつき大会などのイベントを楽しんだが、今では住民にとってのイベントは家族単位に移行しているのが現状である。このような状況のなかで、町会加入者の高齢化も進んでおり、現在の町会はその役割について過渡期を迎えていると思っている。市としては町会の今後の展望をどのように描いているのか。

町会自体を知らないという市民が結構多いと思っている。市民に対して 町会の必要性を問いかける仕組みがあればと思う。しかし、町会は任意 団体であることから、加入について市役所が主導的に進めにくいという のが本音である。

・町会加入率が低いことに対する市の問題意識は何か。市民は加入しない ことによって何が問題となるのか。

町会は生活する上での一番小さな単位だと思っている。普通に生活していれば、加入していてもそうでなくても支障はないだろう。ただ、いざ災害が発生した際には、一番頼りになるのが町会だと思っている。災害はいつ来るか分からないものであり、それに備える意味では町会が機能

することが大変重要だと考えている。

市としては、市民には町会に 100%加入していただきたいと思っている。 しかしながら、町会は市の下部組織ではなく、任意の団体であるため、 市が加入を強制することはできない。

- ・市の責務とは、最終的には市民の生命と財産を保護することだろう。災害は、市民の生命や財産がもっとも脅かされる事態だと思うが、市民の生命を考えるならば、「町会は任意団体であるから加入を強制できない。」と言うのではなく、市として何らかの取り組みを考えるべきではないだろうか。
- ・市としては、町会が防犯活動や清掃活動などをすることを期待しているのか。こうした活動自体は NPO や民間企業に委託することが可能だと思われるが、市として町会加入率を上げたい理由は何か。

町会による活動自体に期待しているというよりは、近隣同士で互いに顔 見知りになっていただきたいと考えている。こうしたことが災害時に力 を発揮するものと考えており、地域のつながりとか連携の度合を計るこ とができるのが加入率だと考えている。

・市政の最小単位は町会という話であったが、最小単位は家庭であると思 うがどうか。

市の施策展開の対象としては、町会が最小単位である。

- ・町会そのものが形骸化しているのではないか。町会の加入率を上げることが難しいのであれば、町会単位で市がホームページなどを作成し、そこを通じて防災・防犯の情報を市民に的確に流すなどといった、IT を活用した新しい取り組みをしてはどうだろうか。犯罪が多発し治安が悪化しており、例えば、先日の市内アパートで起こった殺人事件は、前兆となる事件が起きていた。それらの情報がアパート住民などの間で十分共有されていれば、未然に防げたのではないかと思っている。
- ・町会の役員は、どのように選ばれているのか。町会によって違うとは思うが、役員会などの場で選任していると思われる。
- ・昭和28年の町会設置規程の内容はどのようなものか。

今では使われていないため、内容については把握していない。

・市による町会の法人化の認定は、どのように行っているのか。 町会の法人化については、市長が認可することにより法人格を取得して いる。

なお、法人化に向けたアドバイスは自治振興課で行っている。

- ・年々低下している町会加入率から 30 年後の町会の姿を考えた場合、何か対策を講じているのか。
- ・町会加入率を重視しているという話だが、加入率を上げれば解決する問題とそうでない問題がある。
- ・マンションによっては300世帯900人が住んでいるところがある。ここで自治会を組織した場合、その地域の町会の規模よりも大きな自治会となるが、こうしたケースをどう捉えているのか。
- ・川口は 40 世帯以下のマンションが多く、マンションを建設するにあたっては、市がデベロッパーに対して居住者全員を町会に加入させるという付帯条件を設定すれば、加入率は上がると思うが、単に加入率を上げるだけでいいのか。
- ・市民の1/4がマンションなどの集合住宅に住んでいると言われているが、市はマンションなどに特化した施策を行っていないのではないか。
- ・市がマンションの管理組合などに連絡できる体制ができておらず、管理 組合の設置に関する規程もない。市は、管理組合の理事長などを把握し ているのか。町会にも加入せず自治会もない場合、連合管理組合長会議 などを設置することも考えるべきではないか。

厳しいご指摘であるが、確かに、外部と接触したくないからマンション を購入する方もかなりいると思っている。

しかしながら、市が積極的に町会加入を市民に呼びかけられないため、 川口市コミュニティ協議会が作成したパンフレットなどにより、現町会 長などがマンション住民に対して町会加入を呼びかけているのが現状で ある。

・防災に関してもマンション住民に特化した対応がもっと必要なのではないか。川口駅の西側の地域は 1800 世帯のうち 1400 世帯がマンション住民だと聞いている。こうした人達は、既存の町会を前提とした市の支援から置き去りになっているのではないか。町会に加入してないため、広報紙もこないマンションもあると聞いている。

例えば、防災については、自治会には呼びかけているが、自治会のない マンション(単位)には呼びかけてはいない。

また、マンションに対する町会加入促進施策は展開していない。

- ・以前に町会のホームページを自分でつくったことがあるが、そうした取り組みはやめてほしいと言われて中止してしまったことがある。これだけ IT 環境が整備されてきた中で、市としては、IT などを活用できる町会の育成とともに新たな伝達方法を検討していくべきではないか。
- ・町会に関する新たな取り組みとして、例えば、対象地域をもっと大きく して専門員などを設置してはどうか。
- ・マンションにフォーカスをあてた取り組みが必要なのではないか。建物 としてのマンションではなく、建てられた後の運営面でのマンションの 支援について、何らかの取り組みが求められているのではないか。
- ・ワンルームマンションについて、他の自治体では、管理人や自転車置き場の設置義務やゴミの捨て方の居住者への指導義務などの規制を条例によってかける自治体もあると聞いている。こうした取り組みを川口市でも検討する必要があるのではないか。
- ・自分は 74 歳で町会の役員をやっているが、これでも一番若い役員である。役員の高齢化によって、長いものに巻かれる的な町会運営になっているように感じている。
- ・町会相談員には日当も出していないから、親身になれないのではないか。市として相談員をもっとバックアップするべきではないか。
- ・行政には難しいことをやってもらいたいと思っている。市として今できることは何だと考えているのか。

色々と検討しているが、今こういう方策があるというのは言えない。

町会をテーマにした自治基本条例に規定するべき内容について

町会の具体的な活動内容の紹介

・町会の具体例を紹介する。私の町会では、高齢者にも読みやすいように 大きな文字で回覧版を作ったり、面白い話などを入れて読んでもらえる よう工夫している。また、町会独自で振り込め詐欺に気をつけるよう呼 びかけたり、町会主催イベントの案内をするなど、かなり積極的な活動が行われている。

- ・私も町会の実例を紹介したい。私の町会は 1300 世帯の西連合町会に所属している。こちらでは、町会長会議のあった週に役員会を開いており、 各班長さんがいろいろな意見を出している。また、町会では、総会や各種イベントを開催し、組織図や事業報告書などを作成している。
- ・来年、大規模なマンションができるとのことで、地元町会としては説明 会などで町会加入を呼びかけている。しかし、施行業者は、町会活動に 無関心で理解されていない。
- ・また、町会費を払わない人もいるが、そうした人には何を言ってもだめ なので、町会として広報紙は配っていない。
- ・町会に関しては設置条例などがないにも関わらず、市は町会を重要視している。このことが自治基本条例とどのように関わってくるのか。
- ・では、そのことに関して議論したい。

町会の必要性に関するディスカッション

- ・なぜ、町会が必要であるのか。防災、防犯あるいは清掃といったことが 町会の仕事であるならば、別な手段も考えられるのではないか。 災害発生時は、行政も企業も頼りにならず、隣近所で対応するしかない。 だから、自主防災組織が必要だと考えている。
- ・なぜ、コミュニケーションが必要なのか。防災のためなのか。 最大のセキュリティシステムはコミュニティ(町会など)だと思っている。だから、コミュニティ(町会など)は必要であると考えている。
- ・なぜ、レクリエーション活動などが行われているのか。 球技大会など町会が開催するイベントを通して、住民同士が顔見知りに なるという意味では必要だと思っている。
- ・そうなると、自治体(市)が担えないような役割が町会にあるということなのか。町会が機能するためにコミュニケーションが必要ということになると思うがどうか。

災害時における自主防災組織は絶対的に必要なものである。確かに日常的には町会はいらないかもしれないが、急場の時にはその存在が重要なものとなるはずだ。地域の安全のためにもコミュニティはあったほうがいいと思っている。町会はなくてもいいという意見もあるだろうが、本当になくなったらどうなるのか。

- ・私は町会はいらないのではないかと思っている。災害発生時には、隣近 所でなんとか対応するのではないだろうか。町会がないと困るのは市民 ではなく、情報伝達などの手段がなくなる市のほうだと思う。
- ・地域によって、現行の町会システムが機能しているところと、そうでないところがある。なかには、1800世帯中 1400世帯がマンションである地区もあるので、新たな仕組みが必要であると思っている。
- ・今の発言について、市が関わるべきことなのか。いや、市民の問題である。
- ・つまり、組織率も低いし市民は町会を要らないと考えている。自分達で 新たな組織を作るということなのか。

市として、特にマンションについては、建設時の条件として自治組織の 設置を義務付けるべきだということである。

江戸時代は、長屋という住まいの形体が主で、大家が権力を持っており、 ある意味では店子を統治していたと言える。一方、現在のマンション居 住者というのは区分所有者として平等な立場である。

・自分達が必要なら自治組織を作ればいいだけのことではないのか。自分 達が必要ないから自治組織を作っていない、それを市に管理するように 求めているのか。

居住者は何もしなくていいというのがマンションの売りである。この「何もしなくていい。」に対して、市は何らかの手を打つ必要はないのか。

- ・嫌な人が集まっているところに対して、市に何か手を打てというのは無 理があるように思える。
- ・町会の役割が地域のゴミステーションの清掃などであれば、町会が実際になくなっても困らないかもしれないが、身近な問題への対応ができな

くなると思われる。また、市が考える情報伝達の末端組織が町会である ならば、広報紙などの市政情報の入手が不便になると思われる。

- ・マンション住民は、町会活動は煩わしいが市政情報はほしいのではないか。だとすれば、新たな情報伝達の手段を考えたほうがいいのではないか。
- ・マンションというのは住んでいる人の共有財産であり、みんなで管理し、協議し、決定していかなければならない。しかし、運命共同体であるにも関わらず、みんな別々のことを考えて生活している。この仕組みに問題があると思っている。
- ・自治基本条例に自治組織の設置に関する規定を盛り込むということは、 自治体(市)が自治組織を作らせるということになる。なぜ、自治体(市) は自治組織を作らせなければならないのか。 誰が住んでいるか分からない地域ができてしまう。
- ・なぜ、市は誰が住んでいるかを知らなければならないのか。 市は、地域に誰が住んでいるのか、どこに弱者がいるのかなどの情報を 知らなければならないものと考えている。
- ・情報を知るために自治組織を作るのか。 自治組織により住民を把握し、市と情報を共有する必要があると思って いる。
- ・自分としては、町会がどういう組織であり、どんなことを行っているかが正直言って分からない。
- ・総会や盆踊りをやっているのは知っているが、町会活動自体があまり活発ではないと思う。今日、スポーツ大会などをやっている町会が市内にあると聞いてびっくりしている。
- ・戸建てに住んでおり、輪番制で広報紙の配布などの役割が回ってくるが、 隣近所とのつながりをイメージできない。
- ・また、防犯や防災のために町会が必要だという議論についてもピンとこない。地域のつながりは必要だと思うが、それが町会だとは思っていない。
- ・従って、自治基本条例に町会に関する規定を設ける必要があるのかと思

っている。

- ・町会の高齢化が進んでいるのは、単に社会年齢の高齢化の影響だけでは なく、若手のうちに入ると何か役をやらされるから加入したくない、と いう人が多いのも原因と考えられる。
- ・さらに、戦後の町会発足時にはライフスタイルは今ほど多様化しておらず、レクリエーション活動を町会に求める傾向にあったが、現在では高 齢化の進展などにより状況がかなり変わってきている。
- ・マンション住民は管理費と修繕積立金を支払う必要があるため、マンションにはコミュニティがないという指摘もあるが、修繕積立金を使うためには同じマンションの住民同士で集まらなければいけない時があり、コミュニティが完全にないとは言えない。
- ・マンション住民が支払う管理費や修繕積立金は、住民にとっての見返りがはっきりしている。一方で、町会費を支払うことによって、どのような見返りがあるかはっきりしない面があるため、町会に加入しない人が増えているのではないか。
- ・町会加入は市が強制できない以上、自治基本条例のなかで町会の責務などを定めることができるかどうか疑問に思っている。
- ・市は情報のリソースとして町会を頼りにしているのではないか。そうであるなら、町会の組織率の低下や構成メンバーの高齢化などを考えると、 町会からのニーズあるいは情報を市政に反映させるのは問題だと思う。
- ・これまでの議論から、市は町会の情報に頼っている。しかし、町会の組織率が低いこと、コミュニケーションが活発でないことから、町会といっても一部の人の意見を吸い上げているということになるので、結果的に自治基本条例には町会を規定しないほうがいいということになる。本当に町会が必要であるかを議論する必要があると思っている。
- ・これまでの町会運営に携わった経験からすると、市が町会からの情報を 元に施策展開をしているという実感は正直言ってない。市は町会に対し て一方的なレクチャーやお願いばかりで、要望を聞いてくれるというこ とはないように思う。市としては、町会は市の意志を伝達する組織とい う捉え方のほうが中心ではないかと思える。
- ・地域性や時代とともに求められている町会のあり方が多様化しているのではないかと思っている。村社会的なつながりを持った町会とマンショ

ン住民の町会を区分して、新たな対応策を考えるべきではないか。

- ・町会は無償であることから、地域のために熱心にやる人いなければ活性 化しない組織である。情報の共有や市民の団結というきれいな言い方で 町会を自治基本条例に位置付けることについては、現実的ではないと考 えている。
- ・町会は絶対に必要であると思っている。自分自身の経験から、こども会 (町会)の存在は、子供を育てる上で色々と助けになったと思っている。 また、町会活動を通じて大勢の仲間ができた。私は、町会活動に携わる ことによって様々な利益を受けており、大変重要な存在であると考えて いる。
- ・しかし、町会の必要性に関しては、それぞれに色々な考え方や意見、経験などがあると思われるため一概に言えるものではない。

#### 議論のまとめ

- ・自治基本条例に町会の規定を置くとすれば、市が町会を必要としている、 あるいは市民が町会を必要としているということをきちんと説明する必 要があるだろう。
- ・しかし、これまでの議論では、コミュニケーション、防災、防犯などの機能の必要性に関する様々な意見があったが、町会がどうしても必要という根拠が見出せなかったのではないかと思っている。町会でないとどうしても駄目だということは何か、それらを明らかにしないと町会を条例に規定することはできないと考えている。
- ・町会が必須なものかどうかについては確かに意見が分かれるが、町会に 頼れないという地域は、もっと小さい単位(範囲)で自治会を作るなど の再編を図り、さらにマンション自治会や管理組合なども含めて、これ らを総称してコミュニティという言葉をもって条例に規定することにし てはどうか。そして、市はコミュニティに対して情報を提供したり、得 たりということではどうか。
- ・地域で生活する以上は隣の人がいるのは当たり前なことなので、メリットとかボランティアとかいう問題ではなく、コミュニティは当然に存在するものである。
- ・自治基本条例は、市を規制するだけでなく、市民に対しても行動を促す ものでもあるべきではないかと思っている。

- ・他市の自治基本条例では「わたしたちは」が主語になっており、市民を 指していると考えられる。従って、市民を主語にするためには、自治基 本条例に関する市民の意見を聞く機会を設けるべきだと思っている。
- ・町会とは、ある一定の目的があって団体を組織しているというよりは、 ある特定のエリア内の人たちが全て加入するべきものが町会ではないか と考えられる。つまり、この2つの決定的な違いは、町会は加入率100% が念頭に置かれて組織された団体であり、目的団体はある目的に賛同す るものが集まった団体であるというところである。そういう意味では、 全員参加を理想としている町会を特別の存在として条例に規定するとい う議論もあるかもしれないと思っている。

#### 運営調整部会に関する意見

・各委員の運営調整部会に関する意見を事務局がまとめた。これについて は、本日は時間がないため次回に議論したい。

# 次回のテーマ

- ・次回は環境問題をテーマにしたい。そして環境問題のなかでも具体的な事例を紹介していただきたいと思っている。例えば、住民からの苦情や議論があったケースを説明していただき、自治基本条例がどのように使えるかを議論したい。
  - 一同異議なし。

# 次回以降日程

- ・次回は12月26日(水)18:30~
- ・1月の予定は16日(水)と30日(水) いずれも18:30~